

様式 2-1-1 国立研究開発法人 年度評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項		
法人名	国立研究開発法人建築研究所	
評価対象事業年度	年度評価	平成 28 年度
	中長期目標期間	平成 28～33 年度（第四期）

2. 評価の実施者に関する事項				
主務大臣		国土交通大臣		
法人所管部局	大臣官房技術調査課	担当課、責任者	(担当課、課長名等を記載)	
評価点検部局	政策評価官室	担当課、責任者	(担当課、課長名等を記載)	
主務大臣		(共管法人は評価の分担についても記載)		
法人所管部局	(評価を実施した部局を記載)	担当課、責任者	(担当課、課長名等を記載)	
評価点検部局	(主務大臣評価を取りまとめ、点検する部局を記載)	担当課、責任者	(担当課、課長名等を記載)	

3. 評価の実施に関する事項
(実地調査、理事長・監事ヒアリング、研究開発に関する審議会からの意見聴取など、評価のために実施した手続等を記載)

4. その他評価に関する重要事項
(目標・計画の変更、評価対象法人に係る重要な変化、評価体制の変更に関する事項などを記載)

1. 全体の評価							
評価 (S、A、B、C、D)		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
評価に至った理由	(上記評価に至った理由を記載)						

2. 法人全体に対する評価
(各項目別評価、法人全体としての業務運営状況等を踏まえ、国立研究開発法人の「研究開発成果の最大化」に向けた法人全体の評価を記述。その際、法人全体の信用を失墜させる事象や外部要因など、法人全体の評価に特に大きな影響を与える事項その他法人全体の単位で評価すべき事項、災害対応など、目標、計画がなく項目別評価に反映されていない事項などについても適切に記載)

3. 項目別評価の主な課題、改善事項等
(項目別評価で指摘した主な課題、改善事項等で、翌年度以降のフォローアップが必要な事項等を記載。中長期計画及び現時点の年度計画の変更が必要となる事項があれば必ず記載。項目別評価で示された主な助言、警告等があれば記載)

4. その他事項	
研究開発に関する審議会の主な意見	(研究開発に関する審議会の主な意見などについて記載)
監事の主な意見	(監事の意見で特に記載が必要な事項があれば記載)

様式 2-1-3 国立研究開発法人 年度評価 項目別評価総括表様式

中長期目標（中長期計画）	年度評価							項目別 評価 調書No.	備考
	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度			
I. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項									
1. 研究開発等に関する事項	A○							1	
2. 研修に関する事項	A○							2	
<p>【「独立行政法人の評価に関する指針」（総務大臣決定）における評価区分の定義】</p> <p>「研究開発に係る事務及び事業」は、「国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」に向けて成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められ、着実な業務運営がなされている。」場合、B評価（標準）とされている。</p> <p>「研究開発に係る事務及び事業以外（業務運営の効率化に関わる事項等）」は、「中長期計画における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対中長期計画値（又は年度計画値）の100%以上120%未満）。」場合、B評価（標準）とされている。</p>									

※重要度を「高」と設定している項目については各評語の横に「○」を付す。

難易度を「高」と設定している項目については各評語に下線を引く。

中長期目標（中長期計画）	年度評価							項目別 評価 調書No.	備考
	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度			
II. 業務運営の効率化に関する事項									
<ul style="list-style-type: none"> 業務改善の取組 業務の電子化 	B							3	
III. 財務内容の改善に関する事項									
<ul style="list-style-type: none"> 予算、収支計画、資金計画 短期借入金の限度額 不要財産の処分に関する計画 重要財産の譲渡等に関する計画 剰余金の使途 積立金の使途 	B							4	
IV. その他の業務運営に関する事項									
<ul style="list-style-type: none"> 施設及び設備等に関する計画 人事に関する計画 その他 	B							5	

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1	研究開発等に関する事項		
関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	国立研究開発法人建築研究所法第12条第1号、第2号
当該項目の重要度、難易度	（必要に応じて重要度及び難易度について記載） 【重要度：高】		関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー

2. 主要な経年データ													
①主な参考指標情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
	目標値	(参考) 27年度	28年度					28年度					
研究開発プログラムに対する研究評価での評価・進捗確認	全てB以上	—	全てA					予算額（千円）	1,470,198				
共同研究参加者数（者）	100以上	86	118					決算額（千円）	1,158,846				
国内外における技術指導件数（件）	240以上	237	304					経常費用（千円）	1,208,248				
発表会、国際会議の主催数（回）	10以上	18	16					経常利益（千円）	33,219				
査読付き論文の発表数（報）	60以上	62	67					行政サービス実施コスト（千円）	1,424,382				
研究施設の公開回数（回）	2以上	5	6					従事人員数（人）	44				
実施課題数（件）	—	45※1	49										
国内外からの研究者の受入人数（人）	—	75	80										
国際会議への役職員の派遣件数（件）	—	30	39										
競争的資金等の獲得件数（件）	—	32	41										
策定に関与した国内外の技術基準数（件）	—	37	41										
刊行物の発行件数（件）	—	9	15										
論文等の発表数（報）	—	421	475										
ホームページのアクセス数（万件）	—	997	845										

※1 平成27年度は、「重点的研究開発課題」及び「基盤研究」の実施課題数の合計値。

注) 予算額、決算額は支出額を記載。

3. 中長期目標、中長期計画、年度計画、主な評価軸、業務実績等、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中長期目標	中長期計画	年度計画	主な評価軸（評価の視点）、指標等	法人の業務実績等・自己評価	
				主な業務実績等	自己評価
<p>第3章 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 研究開発等に関する事項</p> <p>(1) 研究開発等の基本方針</p> <p>建築・都市計画技術は、社会的な重要課題に対して迅速・的確に解決策を提供するために、多様な要素技術をすりあわせたり統合したりすることで新たな技術を構築する社会的な技術であり、時々刻々と変化する社会的要請や国民の生活実感等の多様なニーズを的確に受け止め、研究開発を行うことが重要である。</p> <p>したがって、建研は、建研法第3条に定められた目的を達成するため、科学技術基本計画、国土交通省科学技術に関する計画を踏まえるとともに、建築・都市計画技術に対する社会的要請や国民のニーズを的確に受け止め、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがある研究開発を実施し、優れた成果の創出により社会への還元を果たすものとする。その際、研究開発等における国際的な動向や情報を的確に把握するとともに、研究開発等に関する国際的な連携や交流に努めるものとする。</p> <p>そのため、建研は、その強みを遺憾なく発揮することができるよう、第6章2.(4)において後述するように、必要な研究体制を整備し、その人材等を最大限に活用することができるよ</p>	<p>第1章 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1. 研究開発等に関する計画</p> <p>(1) 研究開発等の基本方針</p> <p>中長期目標を達成するために、科学技術基本計画、国土交通省科学技術に関する計画を踏まえるとともに、住宅・建築・都市計画技術に対する社会的要請や国民の生活実感等の多様なニーズを的確に受け止め、具体的な研究開発プログラムを設定し、行政と緊密な連携を図りつつ、個々の研究開発を実施する。</p> <p>研究開発の実施に当たっては、国の行政施策や技術基準に関連する技術的知見の取得、民間事業者等の技術開発の誘導・促進や優れた技術の市場化に資する新技術の評価法・試験法の開発等のうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもので、国立研究開発法人としての公正・中立な立場を活用することができる研究開発を行う。</p> <p>その際、社会的・国民的ニーズが高く、早急かつ重点的に取り組む研究開発を実施するとともに、長期的な視点から必要な基礎的・先導的研究開発に取り組む。</p> <p>なお、研究開発の実施に当たっては、大学・研究機関との</p>	<p>第1章 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1. 研究開発等に関する計画</p> <p>(1) 研究開発等の基本方針</p> <p>研究開発の実施に当たっては、国の行政施策や技術基準に関連する技術的知見の取得、民間事業者等の技術開発の誘導・促進や優れた技術の市場化に資する新技術の評価法・試験法の開発等のうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもので、国立研究開発法人としての公正・中立な立場を活用することができる研究開発を行う。</p> <p>その際、社会的・国民的ニーズが高く、早急かつ重点的に取り組む研究開発を実施するとともに、長期的な視点から必要な基礎的・先導的研究開発に取り組む。</p> <p>なお、研究開発の実施に当たっては、大学・研究機関等との適切な役割分担のもとで、他分野との協調も含めた幅広い視点に立って、研究開発の効果的かつ効率的な連携を推進する。その際、大学・研究機関等との共同研究、国の機関に加え大学・民間研究機関等との人的交流等の産</p>	<p>評価軸</p> <p>(1) 成果・取組が国の方針や社会のニーズに適合しているか (2) 成果・取組が期待された時期に適切な形で創出・実施されているか (3) 成果・取組が社会的価値(安全・安心で心豊かな社会等)の創出に貢献するものであるか (4) 国内外の大学・民間事業者・研究機関との連携・協力等、効果的かつ効率的な研究開発の推進に向けた取組が適切かつ十分であるか</p> <p>評価指標</p> <p>○研究開発プログラムに対する研究評価での評価・進捗確認(目標値：全てB以上) ○共同研究参加者数(目標値：100者以上)</p> <p>モニタリング指標</p> <p>○実施課題数 ○国内外からの研究者の受入人数 ○国際会議への派遣件数 ○競争的資金等の獲得件数</p>	<p>○「国の研究開発評価に関する大綱的指針」を適用し、研究開発成果の最大化に向けて、「安全・安心プログラム」及び「持続可能プログラム」の2つの研究開発プログラムを、第4期中長期目標・計画の内容とも整合させつつ策定した。「研究開発プログラム」は、研究開発が関連する政策・施策の目的に対し、それを実現するための活動のまとまりとして構成し、それぞれにプログラムディレクターを配置し、プログラム内の研究開発課題を有機的に関連付けた。共同研究や外部資金導入等による効果的なアウトプットの実現を図るとともに、技術の指導や成果の普及に係るアウトカム指標も評価軸として研究評価(内部、外部)を毎年度実施する進捗管理体制を構築した。</p> <p>○「安全・安心プログラム」及び「持続可能プログラム」の2つの研究開発プログラムを策定し、その中で個別研究開発課題49課題について着実に研究開発を推進した。</p> <p>○「安全・安心プログラム」を的確に推進するために、「過大入力地震に対する鋼構造建築物の終局状態の評価手法と損傷探知に関する研究」、「木質等の内装を有する建築物の避難安全設計技術の開発」、「既存建築物の地震後継続使用のための耐震性評価技術の開発」等の課題に取り組んだ。</p> <p>○「持続可能プログラム」を的確に推進するために、「建築物の環境性能に配慮した省エネルギー性能の評価に関する研究」、「中高層木造建築物等の構造設計技術の開発」、「RC造建築物の変状・損傷の早期</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：A</p> <p>○「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に基づき、全ての研究開発課題と研究開発以外の手段のまとまりを振り分けて2つの研究開発プログラムを策定し、それぞれのプログラムディレクターのトップマネジメントで推進した。また、年度末に社会のニーズ、アウトプットやアウトカムの観点を重視した研究評価(内部、外部)を着実に実施した。</p> <p>○巨大地震等の自然災害や火災等に対して、国民の安全・安心を確保できる強靱な住宅・建築・都市の実現や、省CO₂環境への貢献、持続可能性、人口減少・少子高齢化に伴う住宅・建築・都市に関する諸課題の解決に適切に対応できる研究課題を設定した。</p> <p>○建築基準法その他の建築・住宅関連法令に関わる他機関では取り組みにくい重要な研究に取り組んでおり、その成果は、今後の防災・減災対策や、省エネルギー促進、木材利用推進等への利活用が期待できる。</p> <p>○特に、熊本地震、鳥取県中部地震、糸魚川市大規模火災、埼玉県三芳町倉庫火災等の発生による災害の対応など、社会ニーズの高まりを柔軟に既存研究課題に反映させるなど、重要度も高く社会的に注目される取組を行った。</p>

<p>うにしたうえで、社会的要請の高い課題に重点的・集中的に対応するものとする。その際、研究開発成果の最大化に向けて、解決すべき重要課題ごとに、複数の研究開発課題のほか、技術の指導や成果の普及等も組み合わせた研究開発プログラムを構成することによって、効果的に国民生活及び社会への成果の還元を図るものとし、研究開発プログラムは、必要に応じてその内容を見直すなど柔軟な対応を図るものとする。</p> <p>研究開発の実施に当たっては、大学・研究機関等の研究開発成果も含めた我が国全体としての研究開発成果の最大化のため、内容に応じ、国内外の大学・研究機関等との適切な役割分担のもとで、他分野との協調も含めた幅広い視点に立って、研究開発の効果的かつ効率的な連携を推進するものとする。その際、共同研究、人的交流等を効果的に実施し、より高度な研究開発の実現と成果の汎用性の向上に努めるものとし、また、競争的研究資金等の外部資金の積極的獲得に取り組むことにより、研究開発成果の最大化を更に図るものとする。</p> <p>なお、研究開発等の成果は、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に活用されることから、建研は引き続き国との密な連携を図るものとする。</p> <p>(2) 社会的要請の高い課題への重点的・集中的な対応</p> <p>現下の社会的要請に的確に応えるため、温室効果ガスの排出削減や安全・安心をはじめとする持続可能な住宅・建築・都市の実現に向けた研究開発等に重点的・集中的に対応し、国が実施す</p>	<p>研究開発成果も含めた我が国全体としての研究開発成果の最大化のため、内容に応じ、国内外の大学・研究機関等との適切な役割分担のもとで、他分野との協調も含めた幅広い視点に立って、研究開発の効果的かつ効率的な連携を推進する。その際、大学・研究機関等との共同研究、国の機関に加え大学・民間研究機関等との人的交流等の産学官連携を効果的に実施し、より高度な研究開発の実現と成果の汎用性の向上に努める。また、他の研究機関とも連携して戦略的な申請を行うなど競争的資金等の外部資金の積極的獲得に取り組むことにより、建研のポテンシャル及び研究者の能力の向上を図るとともに、研究開発成果の最大化を更に図る。</p> <p>さらに、研究開発等における国際的な動向や情報を的確に把握するとともに、二国間の取極である科学技術協力協定等に基づく共同研究等を通じて、研究開発等に関する国際的な連携や交流に努める。</p> <p>(2) 社会的要請の高い課題への重点的・集中的な対応</p> <p>中長期目標に記載された社会的要請の高い課題に的確に対応し、研究開発成果の最大化を図るため、解決すべき重要課題ごとに、複数の研究開発課題のほか、技術の指</p>	<p>学官連携を効果的に実施し、より高度な研究開発の実現と成果の汎用性の向上に努める。また、他の研究機関とも連携して戦略的な申請を行うなど競争的資金等の外部資金の積極的獲得に取り組むことにより、建研のポテンシャル及び研究者の能力の向上を図るとともに、研究開発成果の最大化を更に図る。</p> <p>さらに、研究開発等における国際的な動向や情報を的確に把握するとともに、二国間の取極である科学技術協力協定等に基づく共同研究等を通じて、研究開発等に関する国際的な連携や交流に努める。</p> <p>(2) 社会的要請の高い課題への重点的・集中的な対応</p> <p>中長期計画に記載した研究開発プログラムを的確に推進するため、本年度においては、次のア)及びイ)に掲げる取組を実施する。</p> <p>ア) 安全・安心プログラム</p>		<p>確認と鉄筋腐食の抑制技術等に関する研究」、「地域内空きスペースを活用した高齢者の居場所づくりに関する研究」等の課題に取り組んだ。</p> <p>○4月に発生した熊本地震に対し、同月から8月にかけて、国土交通省国土技術政策総合研究所（国総研）等と、国土交通省のTEC-FORCEに準じて、合計14次にわたって延べ44名の研究者を派遣し、建築物の被害状況の調査及び被害の分析を行った。これらの調査分析結果は、建築研究資料として取りまとめ、インターネットを通じて公開したほか、国総研とともに報告会を開催した。今後の研究課題は既存の研究開発課題を拡充するなど機動的に対応した。</p> <p>○10月に発生した鳥取県中部地震、12月に発生した新潟県糸魚川市の大規模火災、2月に発生した埼玉県三芳町の倉庫火災についても、発災後迅速に現地調査を行い、既存の研究開発課題に反映させた。</p> <p>○国内外の大学、民間事業者、研究開発機関との連携・協力の取組を、次とおり行った。</p> <p>・「火災旋風の発生ならびに安定化条件に関する実験的研究」や「CLT パネルの特質をいかした実験棟建設とその性能検証」をはじめ、外部の研究機関と共同研究を40件実施した。</p> <p>・このうち12件は、国土交通省の建築基準整備促進事業の補助金を受けた民間事業者等との共同研究であり、建築基準の整備を促進する上で必要となる基礎的な調査研究及び技術基準の原案の基礎資料の作成等を行った。</p> <p>・海外研究機関等との共同研究を含め、共同研究参加者数は、118者であった。</p> <p>・国内から、客員研究員36名、交流研究員20名、合計56名を受け入れた。</p>	<p>○研究開発の効果的・効率的な推進のため、建築基準の整備促進等の重要な政策課題に対応するなど、国内外の大学・民間事業者・研究機関との共同研究や研究者の受入等の取組を適切に行った。それぞれの役割を果たしつつ効率的に進めていくための連携・協力の取り組みは適切かつ妥当な水準である。</p> <p>○共同研究参加者数は、目標を達成した。</p>	
--	--	--	--	---	---	--

<p>る関連行政施策の立案や技術基準の策定等に反映することができる研究開発成果をあげることを目指すものとする。その中で、国が将来実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等を見据え、長期的な視点も含めて、我が国の建築・都市計画技術の高度化や建築の発達・改善及び都市の発展・整備の課題解決に必要な基礎的・先導的な研究開発についても機動的・計画的に進めるものとする。</p>	<p>導や成果の普及等も組み合わせた研究開発プログラムによって、効果的に国民生活及び社会への還元を図り、研究開発プログラムは、必要に応じてその内容を見直すなど柔軟な対応を図る。</p>	<p>イ) 持続可能プログラム</p>		<p>○競争的資金等の積極的獲得に関し、次の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事長等で構成する所内の競争的資金審査会を7回開催し、12名・合計12件の申請課題について、申請内容の事前ヒアリングを行い、競争的資金等の組織的かつ戦略的な獲得に努めた。 <p>○その結果、獲得状況は次のとおりであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな獲得数は17課題であり、継続課題と合わせて41課題、約1億4千万円を獲得した。 ・このうち、科学研究費助成事業については、新たに1課題が採択され、継続課題と合わせて計31課題、5,526万円となった。 <p>○海外研究機関等との共同研究や人的交流等による国際連携として、次の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・26件の研究協定を締結して研究協力を進めた。 ・国際会議等への役職員派遣回数は延べ25回であった。 ・海外からの研究者・研修生を24名受け入れた。 ・日仏建築会議など、3件の国際会議を開催した。 <p>○国際標準に対する貢献、アジアをはじめとした世界への貢献として、次の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO国内委員会10件、国際委員会1件に役職員を派遣した。 ・アジア等から12件85名の視察を受け入れた（海外全体では20件、210名）。 <p>○その他の国際協力活動を次のとおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・UNESCOプロジェクト（IPRED：建築・住宅地震防災国際ネットワークプロジェクト）のCOEとしてWebミーティングを2回開催し、新アクションプランの進捗状況等について情報共有した。 ・JICAの要請に基づき、3件の技術協力案件について職員を海外へ派遣した。 	<p>○競争的資金審査会等により、競争的資金等の組織的かつ戦略的な獲得に努め、建築研究所の役割（ミッション）に合致した競争的資金等外部資金を獲得した。</p> <p>○研究協定締結、国際会議への派遣、研究者の受入、国際会議の開催等により、国外の大学・民間事業者・研究機関との連携・協力の取組を適切かつ十分に行った。</p> <p>○ISO委員会に役職員を派遣し、国際標準に対する貢献を着実に実施した。</p> <p>○UNESCOプロジェクト（IPRED）の推進、開発途上国からの研究者の受入、JICA専門家派遣制度による職員の海外派遣などにより、国際協力活動を適切に行った。</p>	
---	--	---------------------	--	--	--	--

中長期目標	中長期計画	年度計画	主な評価軸（評価の視点）、指標等	法人の業務実績等・自己評価	
				主な業務実績等	自己評価
<p>(3) 技術の指導及び成果の普及等の実施 ア) 技術の指導 国から技術的支援の要請があった場合には、的確に対応するものとする。 具体的には、国の政策の企画・立案や技術基準の策定等に対する技術的支援や建築・都市計画技術に係る国際標準を作成するための技術的支援をはじめ、中長期計画に基づく研究開発の進捗状況等に留意して技術の指導を実施するものとする。 また、建研法第14条による指示があった場合には、法の趣旨に則り迅速に対応するものとする。</p> <p>さらに、独立行政法人国際協力機構（JICA）等の国際協力活動を行う団体に対する技術の指導を実施するものとする。</p>	<p>(3) 技術の指導及び成果の普及等の実施 ア) 技術の指導 国の政策の企画・立案や技術基準の策定等に対する技術的支援や建築・都市計画技術に係る国際標準を作成するための技術的支援をはじめ、中長期計画に基づく研究開発の進捗状況等に留意して技術の指導を実施する。</p> <p>また、国立研究開発法人建築研究所法（平成11年法律第206号）第14条による指示があった場合には、法の趣旨に則り迅速に対応する。</p> <p>さらに、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）等の国際協力活動を実施する団体と連携し、開発途上国からの研究者等を受け入れるほか、国等からの要請に基づく災害調査、その他技術調査や技術指導のために、海外への職員派遣を行う。</p>	<p>(3) 技術の指導及び成果の普及等の実施 ア) 技術の指導 国の政策の企画・立案や技術基準の策定等に対する技術的支援や建築・都市計画技術に係る国際標準を作成するための技術的支援をはじめ、中長期計画に基づく研究開発の進捗状況等に留意して技術の指導を実施する。</p> <p>また、国立研究開発法人建築研究所法（平成11年法律第206号）第14条による指示があった場合には、法の趣旨に則り迅速に対応する。</p> <p>さらに、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）等の国際協力活動を実施する団体と連携し、開発途上国からの研究者等を受け入れるほか、国等からの要請に基づく災害調査、その他技術調査や技術指導のために、海外への職員派遣を行う。</p>	<p>評価軸 ○政策の企画立案や技術基準策定等に対する技術的支援が適切かつ十分に行われているか</p> <p>評価指標 ○国内外における技術指導件数（目標値：240件以上）</p> <p>モニタリング指標 ○策定に関与した国内外の技術基準数</p>	<p>○政策の企画立案や技術基準策定に対する技術的支援として、次の取組を実施した。 ・技術指導 304件（内訳は、次のとおり） ① 国、地方公共団体等からの依頼による審査会、委員会、講演会等への役職員の派遣 288件 ② 基準の解説等、実務上有益な書籍の編集・監修 11件 ③ JICA を通じた技術協力 5件 ・国の施策に関する評価事業 2件</p> <p>○国の施策に関する技術的支援の結果、平成28年度に策定された技術基準で建築研究所が関与したものは23件であった。 ○JIS 8件、ISO 10件についても、国内外の委員会に参加した。</p>	<p>○国総研建築構造基準委員会と建研熊本地震建築物被害調査検討委員会の合同開催として実施した「熊本地震における建築物被害の原因分析を行う委員会」をはじめ、木造建築物の中高層化、CLT等に関する国土交通省等の委員会に委員として参画した。</p> <p>○「超高層建築物等における南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動対策について（技術的助言）」や「CLT パネル工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件」、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の施行について（技術的助言）」等に研究開発成果が反映され、研究開発成果の社会への展開が図られた。</p> <p>○技術指導件数は目標値240に対して1.26倍に達しており、さらにこれに付随する会議等への参画による行政協力も相当数実施していることから、研究開発成果の最大化は十分図られていると評価した。</p>

中長期目標	中長期計画	年度計画	主な評価軸（評価の視点）、指標等	法人の業務実績等・自己評価	
				主な業務実績等	自己評価
<p>イ) 成果の普及等 研究開発成果については、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等の業務に容易に活用することができる形態により取りまとめるとともに、解説書等の作成や講演会の実施を通じてこれらの技術基準等の普及に協力するものとする。</p> <p>また、研究開発成果の効果的な普及のため、国際会議も含め関係学会での報告、内外学術誌での論文掲載、成果発表会、メディアへの発表を通じて技術者のみならず広く国民への情報発信を行い、外部からの評価を積極的に受けることとし、併せて、成果の電子データベース化やインターネットの活用により研究開発の状況、成果を広く提供するものとする。</p>	<p>イ) 成果の普及等 研究開発成果については、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等の業務に容易に活用することができる形態により取りまとめるとともに、解説書等の作成や講演会の実施を通じてこれらの技術基準等の普及に協力する。</p> <p>また、研究開発成果の効果的な普及のため、国際会議も含め関係学会での報告、内外学術誌での論文掲載、成果発表会、メディアへの発表を通じて技術者のみならず広く国民への情報発信を行い、外部からの評価を積極的に受けることとし、併せて、成果の電子データベース化やインターネットの活用により研究開発の状況、成果を広く提供する。</p>	<p>イ) 成果の普及等 研究開発成果については、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等の業務に容易に活用することができる形態により取りまとめるとともに、解説書等の作成や講演会の実施を通じてこれらの技術基準等の普及に協力する。</p> <p>また、研究開発成果の効果的な普及のため、国際会議も含め関係学会での報告、内外学術誌での論文掲載、成果発表会、メディアへの発表を通じて技術者のみならず広く国民への情報発信を行い、外部からの評価を積極的に受けることとし、併せて、成果の電子データベース化やインターネットの活用により研究開発の状況、成果を広く提供する。</p>	<p>評価軸 (1) 研究開発成果を適切な形で取りまとめ、関係学会での発表等による成果の普及が適切に行われているか (2) 社会に向けて、研究・開発の成果や取組の科学技術的意義や社会経済的価値を分かりやすく説明し、社会から理解を得ていく取組を積極的に推進しているか</p> <p>評価指標 ○発表会、国際会議の主催数（目標値:10回以上） ○査読付き論文の発表数（目標値:60報以上） ○研究施設の公開回数（目標値:2回以上）</p> <p>モニタリング指標 ○刊行物の発行件数 ○論文等の発表数(査読付きを含む。) ○ホームページのアクセス数</p>	<p>○研究開発成果を適切な形で取りまとめ、関係学会での発表等による成果の普及を次のとおり実施した。 ・国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等の業務に容易に活用しうる形態として、研究成果を取りまとめた報告書を「建築研究資料」として11件出版し、ホームページで公表した。これらは、建築行政実務等に活用されている。 ・研究開発成果を発表するため、建築研究所講演会をはじめ、13回の発表会等を開催した。国際会議を含めた開催数は16回となる。 ・査読付き論文67報をはじめ、475報の論文等を発表した。</p> <p>○社会に向けて分かりやすく説明し、社会から理解を得ていく取組を、次のとおり実施した。 ・施設一般公開を6回実施した。 ・分かりやすいウェブサイト、迅速な情報発信、掲載情報の充実を心がけ、合計約845万件のアクセスがあった。 ・最新の研究成果・知見を研究者が一般の読者にわかりやすく執筆した広報誌「えびすとら」を4回発行し、毎月1,400部配布した。またホームページからもダウンロードできるようにしている。 ・創立70周年を迎えたことから、記念誌を発行するとともに、記念講演会を開催した。</p> <p>○特に、建築物省エネルギー法の施行に対応した、省エネルギー・低炭素化に向けた成果の普及として、次の取組を行った。 ・特設ページに、随時、計算支援プログラムや補助ツール、解説書や参考資料を掲載・更新し、合計約185万件のアクセスがあった。</p>	<p>○建築研究資料の出版、成果発表会の開催、論文発表等により、研究開発成果の普及を適切に行った。特に、建築研究資料を11件出版・公表し、建築行政実務等に活用されていることは顕著な成果の創出といえる。 ○発表会の主催数、査読付き論文の発表数は目標を達成した。</p> <p>○施設一般公開、ウェブサイト等を通じて、社会に向けて研究開発の成果や取組の科学技術的意義や社会経済的価値を分かりやすく説明し、社会から理解を得ていく取組を積極的に推進した。 また、創立70周年の記念誌・記念講演会を通じて、これまでの研究所の活動について広く周知を図った。 ○研究施設の公開回数は、目標を達成した。 ○特に、CLT実験棟に関しては、延べ2,717人の視察者が訪れ、成果の普及に大きく貢献したといえる。その他、所内の実験施設への視察を受け入れ、政府関係者をはじめ、研究者、自治体関係者、設計実務者等に、最新の研究成果を説明・発信している。 ○特に、建築物省エネルギー法の施行に対応した、省エネルギー・低炭素化に向けた成果の普及に精力的に取り組んだことは、顕著な成果といえる。</p> <p>○研究評価委員会において、 ・成果・取組が国の方針や社会のニーズに合致しているか。 ・成果・取組が期待された時期に適切な形で創出・実施されているか。 ・成果・取組が社会的価値(安全・安心で心豊かな社会等)の創出に貢献しているか。 ・国内外の大学、民間事業者、研究開発機関との連携・協力の取り組みが適切かつ十分であるか。 ・政策の企画立案や技術基準策定等に対する技術的支援が適切かつ十分に行われているか。 ・研究成果を適切な形でとりまとめ、関係学会での発表等による成果の普及を適切に行うとともに、社会から理解を得ていく取組を積極的に推進しているか。</p> <p>の評価項目に対して、外部の学識経験者の評価結果は、いずれの研究開発プログラムも全項目 a 評価であり、総合評定も A 評価を得た。</p> <p>以上を踏まえ、A 評価とする。</p>

4. その他参考情報

(諸事情の変化等評価に関連して参考となるような情報について記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2	研修に関する事項		
関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	国立研究開発法人建築研究所法第12条第6号
当該項目の重要度、難易度	（必要に応じて重要度及び難易度について記載） 【重要度：高】		関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー

2. 主要な経年データ										
①主な参考指標情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）			
	目標値	(参考) 27年度	28年度					28年度		
JICAによる研修修了者に対するアンケート調査における研修の有用性に関する評価の平均値(点)	80以上	—	91					予算額(千円)	161,515	
研修修了者数(人)	—	50	55					決算額(千円)	149,689	
								経常費用(千円)	167,819	
								経常利益(千円)	2,529	
								行政サービス実施コスト(千円)	150,962	
								従事人員数(人)	9	

注) 予算額、決算額は支出額を記載。

3. 中長期目標、中長期計画、年度計画、主な評価軸、業務実績等、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中長期目標	中長期計画	年度計画	主な評価軸（評価の視点）、指標等	法人の業務実績等・自己評価	
				主な業務実績等	自己評価
<p>2. 研修に関する事項 開発途上国等の技術者等の養成を行うことで、開発途上国等における地震防災対策の向上が図られるよう、地震工学に関する研修を実施するものとする。その際、研修のカリキュラムに地震工学に関する最新の知見を反映させ、研修内容を充実させることで、研修業務の効果的かつ効率的な実施に引き続き努めるものとする。</p>	<p>2. 研修に関する計画 開発途上国等の技術者等の養成を行うことで、開発途上国等における地震防災対策の向上が図られるよう、JICA 等との連携により、毎年度、地震工学に関する研修（長期研修及び短期研修）を実施する。その際、研修内容を充実させることで、開発途上国等の技術者の養成を効果的かつ効率的に実施するため、研修のカリキュラムに地震工学に関する最新の知見を反映させる。</p>	<p>2. 研修に関する計画 開発途上国等の技術者等の養成を行うことで、開発途上国等における地震防災対策の向上が図られるよう、JICA 等との連携により、地震工学に関する研修（長期研修及び短期研修）を実施する。また、研修内容を充実させることで、開発途上国等の技術者の養成を効果的かつ効率的に実施するため、研修のカリキュラムに地震工学に関する最新の知見を反映させる。</p>	<p>評価軸 ○研修を通じて開発途上国等の技術者等の養成が適切になされているか</p> <p>評価指標 ○JICA による研修修了者に対するアンケート調査における研修の有用性に関する評価の平均値（目標値：80 点以上）</p> <p>モニタリング指標 ○研修修了者数</p>	<p>○国際地震工学研修に関し、次の取組を実施した。 ・55 名の研修生を受け入れた。 ・通年研修では、11 か国から 21 名の研修生を受け入れ、全員に修士号学位が授与された。 ・グローバル地震観測研修では、14 か国から 18 名の研修生を受け入れた。 ・スペイン語による中南米地震工学研修では、8 か国から 16 名の研修生を受け入れた。</p> <p>○JICA による研修終了者に対するアンケート調査における研修評価の有用性に関する評価の平均値は 91 点であった。</p> <p>○研修内容の充実、研修の広報・普及と研修効果の充実のため次の取組を実施した。 ・研修のカリキュラムに地震工学の個別研究課題（運営費交付金 3 課題、所外予算 7 課題）の最新の知見を反映させた。</p> <p>○研修内容を充実させるため、 ・国内外で発生した大地震に関するスペシャルページの公開、英文講義ノートや講義ビデオの公開、E ラーニングシステムの公開と充実などを進めた。 ・平成 23 年東日本大震災や平成 28 年熊本地震で得られた知見を研修内容に組み入れ講義で説明するとともに、東北方面への被災地視察を実施し、津波専門家による津波被害の内容や、震災からの復興過程を学ぶ機会を提供した。</p> <p>○地震学や地震工学に関する国際的共通課題の解決に貢献するため、研修修了者等のヒューマンネットワークによる情報収集や研究等を行い、情報交換の活性化を図った。</p>	<p><評定と根拠> 評定：A</p> <p>○研修生の受入、通年研修での修士号学位取得、中南米研修の実施など、研修を通じて開発途上国等の技術者等の養成を適切に行った。</p> <p>○JICA による研修修了者に対するアンケート調査の点数は、目標点を上回り、研修が適切に実施されていることが確認された。</p> <p>○最新の地震工学の研究成果を反映させ、研修内容を見直し、より充実したカリキュラムとなった。</p> <p>○研修修了者の総数は、100 か国・地域から延べ 1,769 人に達した。人的リソースが世界中に広がることにより、海外での災害情報の迅速な収集や、国際協力を推進する上での現地での協力・支援を得られる等のメリットを享受できた。</p>

				<p>○効果的・効率的な研修の実施に努めるため、評価実施要領を定め、研修修了者数やアンケート結果等を指標とした「研修成果」と「研修効果の充実を図る取り組み」を対象にした自己評価を実施した。また、外部学識経験者で構成された研修評価委員会による外部評価を実施した。</p> <p>評価での指摘点等は、次回以降の研修に反映させるよう、PDCAサイクルの確立を図った。</p>	<p>○外部学識経験者で構成された研修評価委員会による外部評価の結果は、「適切である」(A評価)であった。</p> <p>これらを踏まえ、A評価とする。</p>	
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

(諸事情の変化等評価に関連して参考となるような情報について記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3	業務運営の効率化に関する事項 (業務の改善の取組、業務の電子化)		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ										
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 27年度	28年度							(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費のうち業務運営の効率化に係る額の削減率 (%)	毎年度、前年度の予算額に対して3%相当	-	3.0							
業務経費のうち業務運営の効率化に係る額の削減率 (%)	毎年度、前年度の予算額に対して1%相当	-	1.0							
研究評価委員会の開催数(回)	-	2	2							

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中長期目標	中長期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
<p>第4章 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1. 業務改善の取組に関する事項</p> <p>(1) 効率的な組織運営 研究ニーズの高度化・多様化等の変化に機動的に対応し得るよう、柔軟な組織運営を図るものとする。</p> <p>(2) PDCA サイクルの徹底（研究評価の的確な実施） 研究開発等の実施に当たって研究評価を実施し、評価結果を研究開発課題の選定・実施に適切に反映させるとともに、研究成果をより確実に社会へ還元させる視点での追跡評価を実施するものとする。その際、長期性、不確実性、予見不可能性、専門性等の研究開発の特性等に十分配慮して評価を行うものとする。</p>	<p>第2章 業務運営の効率化に関する目標を達成するためのべき措置</p> <p>1. 業務改善の取組</p> <p>(1) 効率的な組織運営 研究ニーズの高度化・多様化等の変化への機動的な対応や業務管理の効率化の観点から、研究部門での職員をフラットに配置する組織形態を基本とし、効率的な運営体制の確保を図る。</p> <p>(2) PDCA サイクルの徹底（研究評価の的確な実施） 研究課題の選定及び研究開発の実施に当たっては、評価結果を適切に反映させて研究開発に取り組むため、研究評価実施要領に沿って、建研内部での相互評価による内部評価と外部の学識経験者、専門家等による外部評価により、事前、年度、見込、終了時の評価を行うこととし、当該研究開発の必要性、建研が実施することの必要性、実施状況、成果の質、研究体制等について評価を受ける。評価結果は、研究開発課題の選定・実施に適切に反映させるとともに、研究成果をより確実に社会へ還元させる視点での追跡評価を実施する。なお、評価は、長期性、不確実性、予見不可能性、専門性等の研究開発の特性等に十分配慮して行う。また、研究評価の結果については、外部からの検証が可能となるよう公表を原則とする。</p>	<p>第2章 業務運営の効率化に関する目標を達成するためのべき措置</p> <p>1. 業務改善の取組</p> <p>(1) 効率的な組織運営 研究ニーズの高度化・多様化等の変化への機動的な対応や業務管理の効率化の観点から、研究部門での職員をフラットに配置する組織形態を基本とし、効率的な運営体制の確保を図る。</p> <p>(2) PDCA サイクルの徹底（研究評価の的確な実施） 研究課題の選定及び研究開発の実施に当たっては、評価結果を適切に反映させて研究開発に取り組むため、研究評価実施要領に沿って、建研内部での相互評価による内部評価と外部の学識経験者、専門家等による外部評価により、事前、年度、見込、終了時の評価を行うこととし、当該研究開発の必要性、建研が実施することの必要性、実施状況、成果の質、研究体制等について評価を受ける。評価結果は、研究開発課題の選定・実施に適切に反映させるとともに、研究成果をより確実に社会へ還元させる視点での追跡評価を実施する。なお、評価は、長期性、不確実性、予見不可能性、専門性等の研究開発の特性等に十分配慮して行う。また、研究評価の結果については、外部からの検証が可能となるよう公表を原則とする。</p>	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ○研究評価委員会の開催数 ○一般管理費のうち業務運営の効率化に係る額の削減率（目標値3%） ○業務経費のうち業務運営の効率化に係る額の削減率（目標値1%） <p><評価の視点></p> <p>(1) 国の大綱的指針に基づく研究評価を適切かつ効率的に行っているか</p> <p>(2) 業務運営の効率化に取り組んでいるか</p> <p>(3) 契約の適正化を推進しているか</p>	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ○効率的な組織運営のため、次の取組を実施した。 ・研究者をフラットに配置する組織形態とした。 ・総務部、企画部等の研究支援部門の職員を可能な限り外部の研修会等に参加させた。非常勤職員を対象に事務説明会を開催した。 <p>○研究評価を次のとおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「国の研究開発評価に関する大綱的指針」を踏まえた「国立研究開発法人建築研究所研究評価実施要領」に基づき、事前評価、年度評価、終了時評価、追跡評価の枠組みを整備し、それぞれについて自己評価、内部評価、外部有識者委員会による外部評価を着実に実施した。 ・研究開発の必要性、他の機関との連携及び役割分担、建築研究所が実施する必要性・妥当性、研究の実施状況、成果の質、研究体制等について、研究評価を行った。 ・平成28年度は、2回の研究評価を実施し、第一回は19課題、第二回は「安全・安心プログラム」、「持続可能プログラム」の研究開発プログラム及び9課題について評価した。 	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>○研究開発プログラムの実施、研究支援業務の質と運営効率の向上を図り、効率的な組織運営を推進した。</p> <p>○研究評価実施要領に則り、国の大綱的指針に基づく研究評価を適切に行った。</p>

(3)業務運営全体の効率化

運営費交付金を充当し行う業務については、所要額計上経費及び特殊要因を除き、以下のとおりとする。

一般管理費のうち業務運営の効率化に係る額について、毎年度、前年度の予算額に対して3%に相当する額を削減するものとする。

また、業務経費のうち業務運営の効率化に係る額について、毎年度、前年度の予算額に対して1%に相当する額を削減するものとする。

契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施すること等により、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図るものとする。また、契約に関する情報の公表により、透明性の確保を図るものとする。随意契約については「独立行政法人の随意契約に係る事務について」(平成26年10月1日付け総管査第284号総務省行政管理局長通知)に基づき明確化した、随意契約によることができる事由により、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。また、契約に関する情報については、ホームページにおいて公表し、契約の透明性の確保を図る。さらに、国立研究開発法人土木研究所等との共同調達の実施等により、業務の効率化を図るものとする。

2. 業務の電子化に関する事項

業務の電子化について、経済性を勘案しつつ推進し、事務手続きの簡素化・迅速化を図るとともに、利便性の向上に努めるものとする。

(3)業務運営全体の効率化

運営費交付金を充当し行う業務については、所要額計上経費及び特殊要因を除き、以下のとおりとする。

一般管理費のうち業務運営の効率化に係る額について、毎年度、前年度の予算額に対して3%を削減する。

また、業務経費のうち業務運営の効率化に係る額について、毎年度、前年度の予算額に対して1%を削減する。

契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施すること等により、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図る。随意契約については、「独立行政法人の随意契約に係る事務について」(平成26年10月1日付け総管査第284号総務省行政管理局長通知)に基づき明確化した、随意契約によることができる事由により、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。また、契約に関する情報については、ホームページにおいて公表し、契約の透明性の確保を図る。さらに、国立研究開発法人土木研究所等との共同調達の実施等により、業務の効率化を図る。

受益者の負担を適正なものとする観点から、技術指導料等の料金の算定基準の適切な設定に引き続き努める。寄附金については、受け入れの拡大に努める。

独立行政法人会計基準(平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定)等に基づき、運営費交付金の会計処理を適切に行う体制を整備し、業務達成基準により収益化を行う運営費交付金に関しては、収益化単位ごとに予算と実績を管理する。

2. 業務の電子化

業務の電子化について、経済性を勘案しつつ推進し、事務手続きの簡素化・迅速化を図るとともに、利便性の向上に努める。

(3)業務運営全体の効率化

運営費交付金を充当し行う業務については、所要額計上経費及び特殊要因を除き、以下のとおりとする。

一般管理費のうち業務運営の効率化に係る額について、平成27年度の予算額に対して3%を削減する。

業務経費のうち業務運営の効率化に係る額について、平成27年度の予算額に対して1%を削減する。

契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施すること等により、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図る。随意契約については、「独立行政法人の随意契約に係る事務について」(平成26年10月1日付け総管査第284号総務省行政管理局長通知)に基づき明確化した、随意契約によることができる事由により、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。また、契約に関する情報については、ホームページにおいて公表し、契約の透明性の確保を図る。さらに、国立研究開発法人土木研究所等との共同調達の実施等により、業務の効率化を図る。

受益者の負担を適正なものとする観点から、技術指導料の算定基準の適切な設定に引き続き努める。

独立行政法人会計基準(平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定)等に基づき、運営費交付金の会計処理を適切に行う体制を整備し、業務達成基準により収益化を行う運営費交付金に関しては、収益化単位ごとに予算と実績を管理する。

2. 業務の電子化

業務の電子化について、経済性を勘案しつつ推進し、電子的情報共有システムの活用等による事務手続きの簡素化・迅速化を図ると

業務運営の効率化の取組として、次のとおり実施した。

- ・研究補助業務、研究支援業務のアウトソーシングの推進
 - ・事務用品の共同調達、施設管理等業務の3機関連名による複数年契約の実施
 - ・実験施設等の外部機関への貸出について、手続き等の情報をホームページで公表し実施
 - ・技術指導及び特許関係について、対価を適切に設定し徴収
 - ・節電対策として、特定装置の使用計画の事前提出による使用電力量の把握等の対策を実施
- これらの取組により、一般管理費及び業務経費ともに予算に定める範囲内で適切に執行した。

○契約の適正化の推進として、次の取組を実施した。

- ・契約審査会や契約監視委員会等により契約における競争性と透明性を確保した。

- 内部統制の充実・強化のため、次の取組を実施した。
- ・会議等により、組織の姿勢や役割(ミッション)を職員に徹底、重要な外部情報を所内で共有。
- ・内部評価を加味した予算配分を実施。
- ・研究費不正使用防止のため所内会議にて注意喚起を実施。
- ・コンプライアンス携帯カードを全職員に配布。
- ・労働安全衛生法に規定する職場巡視を、定期的に実施。

○所内イントラネットの積極的な活用等、情報化・電子化を推進した。

○アウトソーシングの推進等により業務運営の効率化に適切に取り組んだ。

○一般管理費及び業務経費の削減目標を達成した。

○契約審査会や契約監視委員会により契約における競争性と透明性を確保するとともに、随意契約見直しを行い、契約の適正化を推進した。

○内部統制の充実・強化に適切に取り組む、業務運営全体の効率化を図った。

○業務の電子化に適切に取り組む、業務運営全体の効率化を図った。

これらを踏まえB評価とする。

		もに、利便性の向上 に努める。			
--	--	--------------------	--	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4	財務内容の改善に関する事項 (予算・収支計画・資金計画、短期借入金の限度額、不要財産の処分に関する計画、重要財産の譲渡等に関する計画、剰余金の使途、積立金の使途)		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 27年度	28年度						(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
運営費交付金執行率 (%)	-	95.3	98.2						

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中長期目標	中長期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
第5章 財務内容の改善に関する事項 運営費交付金を充当して行う業務については、中長期計画の予算を適切に作成し、予算の適切な執行を図るものとする。 また、独立行政法人会計基準（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定）等に基づき、運営費交付金の会計処理を適切に行う体制を整備し、業務達成基準により収益化を行う運営費交付金に関しては、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理するものとする。	第3章 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 (1) 予算 (2) 収支計画 (3) 資金計画 第4章 短期借入金の限度額 予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度300百万円とする。 第5章 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 なし 第6章 前章に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし 第7章 剰余金の使途 剰余金が生じたときは、研究開発、研究基盤の整備充	第3章 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 (1) 予算 (2) 収支計画 (3) 資金計画 第4章 短期借入金の限度額 予見し難い事故等の事由により資金不足となった場合には、300百万円を限度として短期借入を行う。 第5章 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 なし 第6章 前章に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし 第7章 剰余金の使途 剰余金が生じたときは、平成29年度以降に、研究開	<主な定量的指標> ○運営費交付金執行率 <評価の視点> ○中長期計画の予算による運営を適切に行っているか	<主要な業務実績> ○予算を計画的かつ効率的に執行し、運営費交付金の執行率は、98.2%であった。収支計画及び資金計画も計画のとおり実施した。 ○予見し難い事故等はなく、短期借入の実績はない。 ○重要な財産の処分等の実績はない。 ○純利益として10百万円を計上した。 ○目的積立金はない。	<評定と根拠> 評定：B ○予算、収支、資金については、それぞれの計画に基づき適正に実施した。 これらを踏まえB評価とする。

	<p>実、成果の普及及び研修に充てる。</p> <p>第8章 その他業務運営に関する事項 国立研究開発法人建築研究所法第13条第1項に規定する積立金の使途 なし</p>	<p>発、研究基盤の整備充実、成果の普及及び研修に充てる。</p> <p>第8章 その他業務運営に関する事項 国立研究開発法人建築研究所法第13条第1項に規定する積立金の使途 なし</p>				
--	---	---	--	--	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
5	その他の業務運営に関する事項 (施設及び設備等に関する計画、人事に関する計画、その他)		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 27年度	28年度						(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
外部機関による施設の利用件数(件)	—	11	16						
外部機関による施設の利用収入(千円)	—	1,487	3,189						
博士号保有者の割合(%)	—	84	79						
ラスパイレス指数(事務・技術職員)	—	104.7	102.6						
ラスパイレス指数(研究職員)	—	108.0	108.0						

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中長期目標	中長期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
<p>第6章 その他業務運営に関する重要事項 2. その他の事項 (5) 保有資産等の管理・運用に関する事項 業務の確実な遂行のため計画的な整備・更新等を行うとともに、所要の機能を長期にわたり発揮し続けることができるよう、適切な維持管理に努めるものとする。また、保有資産の有効活用を推進するため、保有する施設・設備について、業務に支障のない範囲で、外部の研究機関への貸与及び大学・民間事業者等との共同利用の促進を図るものとする。その際、受益者負担の適正化と自己収入の確保に努めるものとする。</p> <p>なお、保有資産の必要性について不断に見直しを行い、見直し結果を踏まえて、建研が保有し続ける必要がないものについては、支障のない限り、国への返納を行うものとする。</p>	<p>第8章 その他業務運営に関する事項 1. 施設及び設備等に関する計画 業務の確実な遂行のため計画的な整備・更新等を行うとともに、所要の機能を長期にわたり発揮し続けることができるよう、適切な維持管理に努める。また、保有資産の有効活用を推進するため、保有する施設・設備について、業務に支障のない範囲で、外部の研究機関への貸与及び大学・民間事業者等との共同利用の促進を図る。その際、受益者負担の適正化と自己収入の確保に努める。そのために、主な施設について外部の機関が利用可能な期間を年度当初に公表するなど利用者の視点に立った情報提供を行う。</p> <p>保有資産の必要性について不断に見直しを行い、見直し結果を踏まえて、建研が保有し続ける必要がないものについては、支障のない限り、国への返納を行う。</p>	<p>第8章 その他業務運営に関する事項 1. 施設及び設備等に関する計画 業務の確実な遂行のため計画的な整備・更新等を行うとともに、所要の機能を長期にわたり発揮し続けることができるよう、適切な維持管理に努める。また、保有資産の有効活用を推進するため、保有する施設・設備について、業務に支障のない範囲で、外部の研究機関への貸与及び大学・民間事業者等との共同利用の促進を図る。その際、受益者負担の適正化と自己収入の確保に努める。そのために、主な施設について外部の機関が利用可能な期間を年度当初に公表するなど利用者の視点に立った情報提供を行う。</p>	<p><主な定量的指標> ○博士号保有者の割合 ○外部機関による施設の利用件数</p> <p><その他の指標> ○ラスパイレス指数 ○役員数 ○外部機関による施設利用収入</p> <p><評価の視点> (1) 人材の獲得・配置・育成の戦略が適切に図られているか (2) 外部機関による実験施設等の利用を促進しているか</p>	<p><主要な業務実績> ○実験施設等の外部の機関による利用を促進するため、ホームページで外部の研究機関が利用可能な期間を公表した。 ○その結果、施設貸出は16件で、その収入は3,189千円であった(前年度11件、1,487千円)。</p> <p>○「第4期中長期計画期間中の施設整備方針及び計画」、年度計画に基づき計画的な整備等を実施した。</p>	<p><評定と根拠> 評定:B</p> <p>○ホームページで利用可能な期間の公表等を行い、実験施設等の外部機関による利用促進を図った。</p> <p>○施設整備計画に従った計画的な整備、更新等による適切な維持管理を行った。</p>

<p>また、知的財産の確保・管理については、知的財産を保有する目的を明確にして、必要な権利の確実な取得やコストを勘案した適切な維持管理を図るものとする。</p>	<p>また、知的財産の確保・管理については、知的財産を保有する目的を明確にして、必要な権利の確実な取得やコストを勘案した適切な維持管理を図る。</p>	<p>また、知的財産の確保・管理については、知的財産を保有する目的を明確にして、必要な権利の確実な取得やコストを勘案した適切な維持管理を図る。</p>				
<p>(4) 組織・人事管理に関する事項 高度な研究開発業務の推進のため、必要な人材の確保を図るとともに、人員の適正配置により業務運営の効率化を図るものとする。その際、将来先導的な役割を担う有為な若年研究者を採用するため、テニュアトラック制度を活用するものとする。また、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）等に基づき、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めるものとする。 さらに、職員個々に対する業績評価を行い、職員の意欲向上を促し、能力の最大限の活用等を図るものとする。 給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役員給与の在り方について厳しく検証した上で、研究開発業務の特性等を踏まえた柔軟な取扱いを可能とするとともに、透明性の向上や説明責任の一層の確保が重要であることに鑑み、給与水準及びその妥当性の検証結果を毎年度公表するものとする。</p>	<p>2. 人事に関する計画 高度な研究開発業務の推進のため、必要な人材の確保を図るとともに、人員の適正配置により業務運営の効率化を図る。その際、将来先導的な役割を担う有為な若年研究者を採用するため、テニュアトラック制度を活用する。また、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）等に基づき、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努める。 さらに、職員個々に対する業績評価を行い、職員の意欲向上を促し、能力の最大限の活用等を図る。 給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役員給与の在り方について厳しく検証した上で、研究開発業務の特性等を踏まえた柔軟な取扱いを可能とするとともに、透明性の向上や説明責任の一層の確保が重要であることに鑑み、給与水準及びその妥当性の検証結果を毎年度公表する。</p>	<p>2. 人事に関する計画 高度な研究開発業務の推進のため、必要な人材の確保を図るとともに、人員の適正配置により業務運営の効率化を図る。その際、将来先導的な役割を担う有為な若年研究者を採用するため、テニュアトラック制度を活用する。また、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）等に基づき、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努める。 さらに、職員個々に対する業績評価を行い、職員の意欲向上を促し、能力の最大限の活用等を図る。 給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役員給与の在り方について厳しく検証した上で、研究開発業務の特性等を踏まえた柔軟な取扱いを可能とするとともに、透明性の向上や説明責任の一層の確保が重要であることに鑑み、給与水準及びその妥当性の検証結果を公表する。</p>		<p>○人材の獲得・配置・育成の戦略として、次の取組を実施した。 ・人事評価システムについて、研究職員に加えて一般職員にも業績評価制度を採用するなど、適切に実施した。 ・表彰をはじめとする研究者の評価・処遇を適切に実施した。 ・新規採用職員等に対する講習会の開催や担当職員の外部研修の受講等により、人事管理体制の充実につとめた。 ・国立研究開発法人として役割（ミッション）を全うできるよう、若手研究者を任期付職員として採用するなど、適正な人員管理を行っており、研究職53名のうち博士号取得者は42名（79%）であった。 ○給与水準及び人件費削減の取組に関しては、次の取組を実施した。 ・給与水準は、俸給・諸手当ともに国に準じて運用し、対国家公務員指数は、事務・技術職員102.6、研究職員は108.0となった。 ・人件費削減の取組については、第一期中期目標期間の最終年度（平成17年度）予算額に対して、平成28年度の執行額で11.7%の削減を行っている。 ・役員及び職員の給与規程の改正を行い、公表した。 ・福利厚生費は、事務・事業の公共性・効率性、国民の信頼確保の観点から、真に必要なものに限って予算執行した。</p>	<p>○人事評価システムの実施、任期付研究員の採用等により、人材の獲得・配置・育成の戦略を適切に図った。 ○給与水準についても適切な状況を維持した。 ○人件費についても適正な管理を行っている。</p>	

<p>1. 内部統制に関する事項</p> <p>「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について（平成26年11月28日付け総管第321号総務省行政管理局長通知）に基づき、内部統制の推進を図るものとする。</p> <p>研究開発等については、研究評価の取組により定期的な点検を実施し、その結果を踏まえた資源配分の見直し等を行うものとする。</p> <p>理事長のリーダーシップの下で、自主的・戦略的な運営や適切なガバナンスが行われ、研究開発成果の最大化等が図られるよう、理事長の命令・指示の適切な実行を確保するための仕組み等による統制活動を推進するものとする。</p> <p>また、建研の重要決定事項等の情報が職員に正しく周知されるよう情報伝達を徹底するものとする。</p> <p>2. その他の事項</p> <p>(1) リスク管理体制に関する事項</p> <p>業務実施の障害となる要因の分析等を行い、当該リスクへの適切な対応を図るものとする。</p> <p>(2) コンプライアンスに関する事項</p> <p>建研におけるコンプライアンスに関する規程について、職員の意識浸透状況の検証を行い、必要に応じて見直しを行うものとする。</p> <p>特に、研究不正対応は、研究開発活動の信頼性確保、科学技術の健全な発展等の観点からも極めて重要な課題であるため、研究上の不正行為の防止及び対応に関する規程について、取組状況の点検や職員の意識浸透状況の検証を行い、必要に応じて見直しを行うなど組織として取り組むとともに、万が一研究不正が発生した場合には厳正に対応するものとする。</p> <p>(3) 情報公開、個人情報保護、情報セキュリティに関する事項</p> <p>適正な業務運営を確保し、かつ、社会に対する説明責任を確保するため、適切かつ積極的に広報活動及び情報公開を行うとともに、個人情報の適切な保護を図る取組を推進するものとする。具体的には、独立</p>	<p>4. その他中長期目標を達成するために必要な事項</p> <p>(1) 内部統制に関する計画</p> <p>「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について（平成26年11月28日付け総管第321号総務省行政管理局長通知）に基づき、内部統制の推進を図る。</p> <p>研究開発等については、研究評価の取組により定期的な点検を実施し、その結果を踏まえた資源配分の見直し等を行う。</p> <p>理事長のリーダーシップの下で、自主的・戦略的な運営や適切なガバナンスが行われ、研究開発成果の最大化等が図られるよう、理事長の命令・指示の適切な実行を確保するための仕組み等による統制活動を推進する。</p> <p>また、建研の重要決定事項等の情報が職員に正しく周知されるよう情報伝達を徹底する。</p> <p>(2) リスク管理体制に関する計画</p> <p>業務実施の障害となる要因の分析等を行い、当該リスクへの適切な対応を図る。</p> <p>(3) コンプライアンスに関する計画</p> <p>建研におけるコンプライアンスに関する規程について、職員の意識浸透状況の検証を行い、必要に応じて見直しを行う。</p> <p>特に、研究不正対応は、研究開発活動の信頼性確保、科学技術の健全な発展等の観点からも重要な課題であるため、研究上の不正行為の防止及び対応に関する規程について、取組状況の点検や職員の意識浸透状況の検証を行い、必要に応じて見直しを行うなど組織として取り組むとともに、万が一研究不正が発生した場合には厳正に対応する。</p> <p>(4) 情報公開、個人情報保護、情報セキュリティに関する計画</p> <p>適正な業務運営を確保し、かつ、社会に対する説明責任を確保するため、適切かつ積極的に広報活動及び情報公開を行うとともに、個人情報の適切な保護を図る取組を推進する。具体的には、独立行政法人等の</p>	<p>4. その他中長期目標を達成するために必要な事項</p> <p>(1) 内部統制に関する計画</p> <p>「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について（平成26年11月28日付け総管第321号総務省行政管理局長通知）に基づき、内部統制の推進を図る。</p> <p>研究開発等については、研究評価の取組により定期的な点検を実施し、その結果を踏まえた資源配分の見直し等を行う。</p> <p>理事長のリーダーシップの下で、自主的・戦略的な運営や適切なガバナンスが行われ、研究開発成果の最大化等が図られるよう、理事長の命令・指示の適切な実行を確保するための仕組み等による統制活動を推進する。</p> <p>また、建研の重要決定事項等の情報が職員に正しく周知されるよう情報伝達を徹底する。</p> <p>(2) リスク管理体制に関する計画</p> <p>業務実施の障害となる要因の分析等を行い、当該リスクへの適切な対応を図る。</p> <p>(3) コンプライアンスに関する計画</p> <p>建研におけるコンプライアンスに関する規程について、職員の意識浸透状況の検証を行う。</p> <p>特に、研究不正対応は、研究開発活動の信頼性確保、科学技術の健全な発展等の観点からも重要な課題であるため、研究上の不正行為の防止及び対応に関する規程について、取組状況の点検や職員の意識浸透状況の検証を行うなど組織として取り組むとともに、万が一研究不正が発生した場合には厳正に対応する。</p> <p>(4) 情報公開、個人情報保護、情報セキュリティに関する計画</p> <p>適正な業務運営を確保し、かつ、社会に対する説明責任を確保するため、適切かつ積極的に広報活動及び情報公開を行うとともに、個人情報の適切な保護を図る取組を推進する。具体的には、独立行政法人等の</p>	<p>○内部統制として、次の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幹部会議等を定期的に開催し、理事長のリーダーシップのもとで、ガバナンスの適正化を図った。 ・また、グループ長等会議を定期的に開催し、重要決定事項等の情報が職員に正しく周知されるよう図った。 ・理事長と職員の意見交換会を実施し、所内の課題の把握、共有と解決を図った。 ・研究開発等について、研究評価を加味して、資源配分の適正化を図った。 <p>○リスク管理体制に関する取組として、「国立研究開発法人建築研究所リスク管理及び危機対応に関する規程」に基づくリスク管理委員会を3回開催し、リスク対応計画の策定等を実施した。</p> <p>○コンプライアンスに関する取組として、次のとおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部講師によるコンプライアンス研修を実施した。 ・新規採用者及び転入者にコンプライアンス携帯カードを配布した。 <p>○情報公開、個人情報保護、情報セキュリティに関する取組として、次のとおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織、業務及び財務に関する基礎的な情報並びにこれらに対する評価及び監査の結果等をホームページで公開した。 ・「国立研究開発法人建築研 	<p>○理事長のリーダーシップのもとで、内部統制が適切に図られた。</p> <p>○リスク管理委員会等において適切な対応が図られた。</p> <p>○コンプライアンス研修等により、研究不正等の防止が図られた。</p> <p>○情報公開、個人情報保護、情報セキュリティについて、関係規程等に基づき、適切に対応した。</p>	
---	--	--	---	--	--

<p>行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）に基づき、組織、業務及び財務に関する基礎的な情報並びにこれらについての評価及び監査の結果等をホームページで公開するなど適切に対応するとともに、職員への周知を行うものとする。</p> <p>また、研究情報等の重要情報を保護する観点から、建研の業務計画（年度計画等）に情報セキュリティ対策を位置付けるなど、情報セキュリティ対策を推進するものとする。</p> <p>(6) 安全管理、環境保全・災害対策に関する事項 防災業務計画を適時適切に見直すとともに、防災業務計画に基づいて適切に対応するものとする。また、災害派遣時を含め、職員の安全確保に努めるものとする。</p> <p>国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づき、環境負荷の低減に資する物品調達等を推進するものとする。</p>	<p>保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、組織、業務及び財務に関する基礎的な情報並びにこれらについての評価及び監査の結果等をホームページで公開するなど適切に対応するとともに、職員への周知を行う。</p> <p>また、研究情報等の重要情報を保護する観点から、建研の業務計画（年度計画等）に情報セキュリティ対策を位置付けるなど、情報セキュリティ対策を推進する。</p> <p>(5) 安全管理、環境保全・災害対策に関する計画 防災業務計画を適時適切に見直すとともに、防災業務計画に基づいて適切に対応する。また、災害派遣時を含め、職員の安全確保に努める。</p> <p>国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づき、環境負荷の低減に資する物品調達等を推進する。</p>	<p>保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、組織、業務及び財務に関する基礎的な情報並びにこれらに対する評価及び監査の結果等をホームページで公開するなど適切に対応するとともに、職員への周知を行う。</p> <p>情報セキュリティ対策としては、情報発信に関して、引き続き、情報掲載基準や掲載手続き等を所内に周知する。また、情報受信に関して、引き続き、ファイアウォールサーバーを活用するとともに、迷惑メール対策システムによる判別作業を自動的に行うほか、悪質なコンテンツの排除、情報漏洩の防止等を目的に、インターネット閲覧制限を行う。</p> <p>(5) 安全管理、環境保全・災害対策に関する計画 災害が発生したときは、防災業務計画に基づいて適切に対応する。また、災害派遣時を含め、職員の安全確保に努める。</p> <p>国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づき、環境負荷の低減に資する物品調達等を推進する。</p>		<p>研究所文書管理規則」に基づき、法人文書の適切な管理等を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「国立研究開発法人建築研究所保有個人情報等管理規程」に基づき、個人情報の管理方法等の点検等を実施するとともに、開示請求のあった2件について適切に対応した。 「国立研究開発法人情報セキュリティポリシー」に基づく情報管理、情報システムの運用等を行った。 情報セキュリティに関するインシデントが発生したが、対応策を検討し、再発防止策のシステム構築を進めている。 <p>○安全管理、環境保全・災害対策に関する取組として、次のとおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「地震防災マニュアル」を踏まえ、メールによる安否確認及び災害対策本部設置・運営の訓練を実施した。 「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を作成・公表し、21分野 270品目について、原則、所定の基準を満足するものを調達した。 	<p>○安全管理、環境保全・災害対策について、関係マニュアル等に基づき、適切に対応した。</p> <p>これらを踏まえ、B評価とする。</p>	
---	--	---	--	--	---	--

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載)